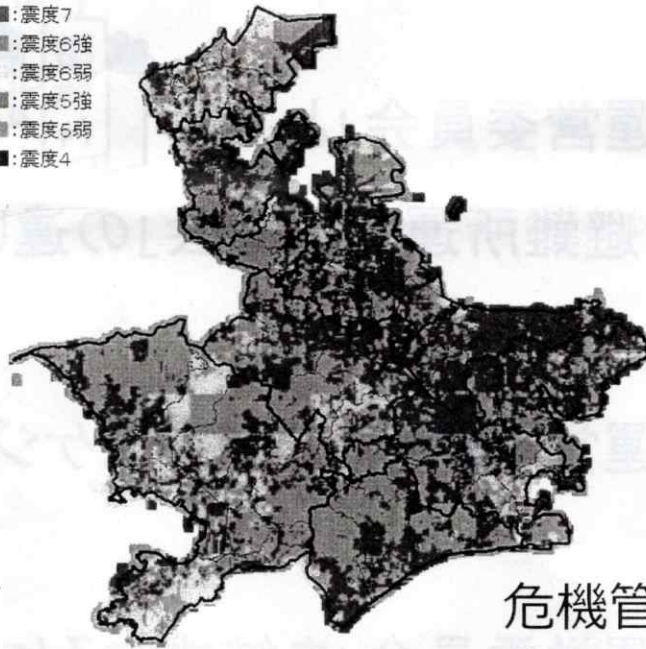


「避難所運営委員会」の結成に向けて

- :震度7
- :震度6強
- :震度6弱
- :震度5強
- :震度5弱
- :震度4

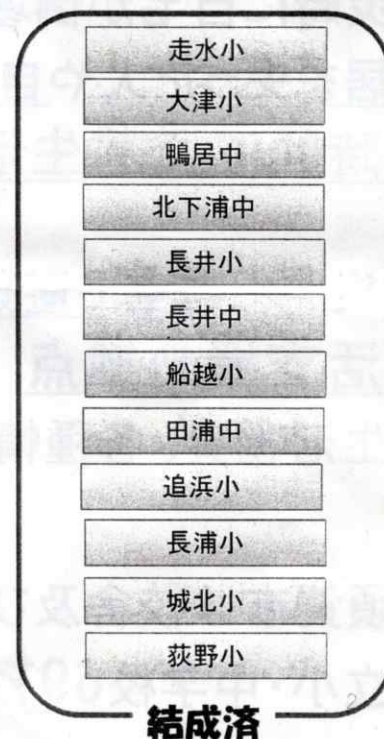
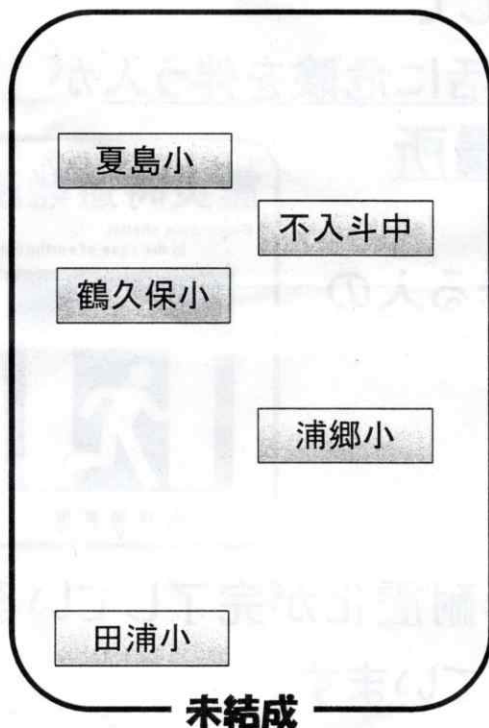


危機管理課
令和5年9月2日

「避難所運営委員会」の現状について

令和4年4月1日の未結成避難所 17か所

→ 令和5年6月5日の未結成避難所 5か所



①「震災時避難所」とは

②「避難所運営委員会」と

「震災時避難所運営委員会」の違い



③「避難所運営委員会」の年間スケジュール(例)

④「避難所運営委員会」を結成するには

3

「震災時避難所」とは

① 震災時に自宅が倒壊するなどして
住居を失った人や自宅での生活に危険を伴う人が
一時的に避難生活を送る場所

② 震災時に自宅で避難生活を送る人の
生活支援の拠点
⇒生活物資、各種情報の提供

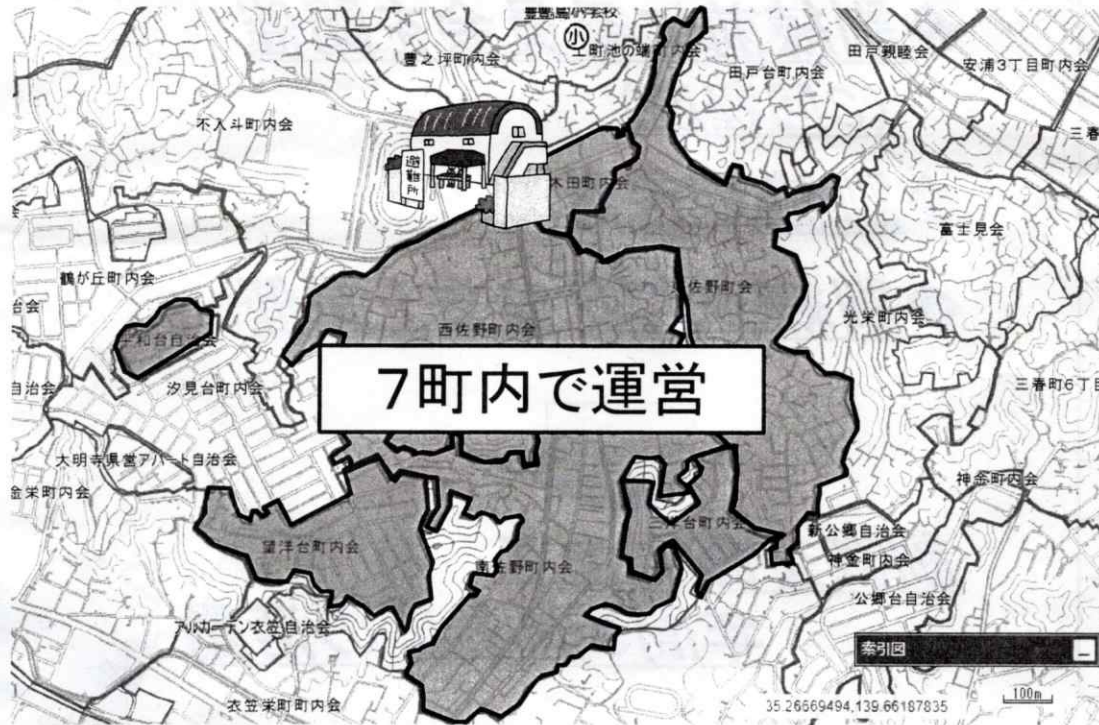


※横須賀市は校舎及び体育館の耐震化が完了している
市立小・中学校69校を指定しています。

4

「避難所運営委員会」とその編成について

震災時避難所の事前対策の主体となる組織
当該避難所に優先的に避難する自主防災組織等で結成



「避難所運営委員会」と「震災時避難所運営委員会」の違い

- 活動時期
- 結成時期
- 構成員
- 活動内容

避難所運営委員会

平常時の活動

地域の準備が整い次第

優先的に避難する町内会等の
会長・防災担当者等が中心

避難所運営訓練の計画・運営
マニュアルの検討等

震災時避難所の
事前対策

震災時避難所運営委員会

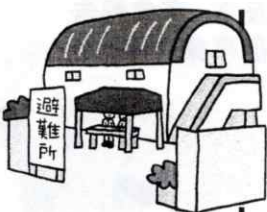
震災時の活動

震災発生後

避難者が中心
(施設管理者・市職員も含む)

震災時避難所の開設・運営

震災時避難所の
主体



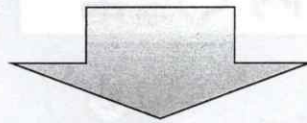
避難所運営委員会スケジュール(例)

4月
5月
6月
7月
8月
9月
10月
11月
12月
1月
2月
3月

◆ 訓練前に委員会を開催
(3回程度)

◆ 訓練の実施

◆ 訓練後に反省会を開催



訓練を合わせて
年間5回程度の活動



避難所運営委員会スケジュール(例)

4月
5月
6月
7月
8月
9月
10月
11月
12月
1月
2月
3月

① 第1回委員会(総会)

② 第2回委員会

③ 第3回委員会

④ 訓練実施日

⑤ 第4回委員会

内容

決算報告、役員の選出
事業計画、補助金の使途

訓練計画、補助金申請

訓練細部計画

訓練反省、事業報告
次年度事業計画(案)

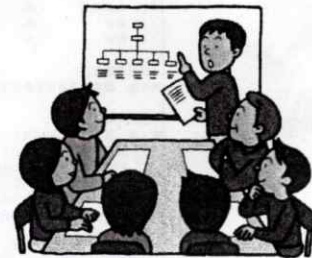


「避難所運営委員会」を結成するには？



危機管理課へ以下の書類をご提出くださいm (_ _) m

- 避難所運営委員会結成届
- 避難所運営委員会編成表
- 避難所運営委員会規約



「避難所運営委員会」結成届・編成表

避難所運営委員会結成届

年 月 日

(あて先) 横須賀市長

代表者 住所 氏名 **委員長 住所・氏名**

次のとおり、避難所運営委員会を結成しましたので、届け出ます。

1 避難所の名称
●●●学校

2 結成年月日
結成年月日

3 構成員

自主防災組織等の名称	代 表 者
避難所運営委員会を構成する「自主防災組織名」とその「代表者名」	

避難所運営委員会編成表

令和 年度 委員会名()

役職名	氏 名	住 所	電話番号
委員長	役員(委員長・副委員長・会計・会計監査)の氏名・住所・連絡先		
副委員長			
会 計			
会計監査			

町内会・自治会等名称	委員氏名	電話番号
役員以外の委員の氏名等		

「避難所運営委員会」規約

規約の例

〇〇避難所運営委員会規約

(名称及び事務所)
第1条 本会は〇〇避難所運営委員会（以下「運営委員会」という。）とし、運営委員会の事務所は委員長が所属する町内会・自治会館等または委員長宅に置く。

(構成)
第2条 運営委員会は、〇〇震災時避難所に優先的に避難する事となる自主防災組織（町内会・自治会）から選出された委員及び避難所運営に関わることが予想される組織等の代表者をもって構成する。

(目的)
第3条 運営委員会は、大規模災害時に震災時避難所を円滑に運営することを目的とする。

(活動)
第4条 運営委員会は、第3条の目的を達成するため、次の事項について協議し活動する。
(1) 避難所運営訓練の企画及び実施に関する事
(2) 避難所運営に関する会議、研修等に関する事
(3) 避難所運営マニュアルの見直しに関する事
(4) 避難所運営に必要な資器材の準備及び維持管理に関する事
(5) その他、円滑な避難所の運営に資すること

(役員の種別)
第5条 運営委員会に、次の役員を置く。
(1) 委員長 1名
(2) 副委員長 〇名
(3) 会計 〇名
(4) 監査 〇名

(役員の選任)
第6条 役員は委員の互選による。

(役員の職務)
第7条 役員は、次の職務を行う。
(1) 委員長は、運営委員会を代表し、会務を総括する。
(2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
(3) 会計は、運営委員会の会計事務を処理する。
(4) 監査は、運営委員会の会計事務及び業務執行について監査を行う。

(役員任期)
第8条 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。
2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)
第9条 会議は、活動事項等の協議を行うため、委員長が必要と認めるときに開催し、委員長がその議長となる。

(訓練)
第10条 運営委員会は、震災時避難所の運営が円滑に行えるように避難所運営訓練を定期的に実施する。

(総会の審議事項)
第11条 総会は、次の事項を審議し、議決する。
(1) 事業計画及び事業報告に関する事項
(2) 予算及び決算に関する事項
(3) 役員選任及び解任に関する事項
(4) 規約の変更に関する事項
(5) その他の重要事項

(総会の定足数)
第12条 総会は、全委員の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。ただし、委任状を提出した委員は、出席者とみなすものとする。

(総会の議決)
第13条 総会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会計年度)
第14条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費)
第15条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金及び雑収入等をもってこれにあてる。

(会費)
第16条 会費の額並びに納入方法は、総会において決定する。

(会計)
第17条 会計は財務及び会計に関する簿帳簿及び証憑書類を常に整備し、年度ごとに監査役員による監査を受けなければならない。

(訓練)
第18条 運営委員会は、震災時避難所の運営が円滑に行えるように避難所運営訓練を定期的に実施する。

附 則
本会は平成 年 月 日発足とし、この規約は平成 年 月 日から施行する。

「避難所運営委員会」編成表

避難所運営委員会編成表

令和 年度

委員会名()

役職名	氏 名	住 所	電話番号
委員長			
副委員長			
会 計			
会計監査			